年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年6月 28 日答申分

○答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　　　4件

厚生年金保険関係　　　　4件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　　　4件

国　民　年　金　　　　3件

厚生年金保険関係　　　　1件

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 1700131 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 1800017 号

第１　結論

１　請求期間のうち、請求者のＡ社における平成 17 年９月１日から平成 18 年９月１日までの期間及び平成 24 年７月１日から平成 27 年３月１日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 17 年９月から平成 18 年８月までは 13 万 4,000 円を 15 万円、平成 24 年７月から平成 26 年８月までは 19 万円を 22 万円、平成 26 年９月から平成 27 年２月までは 19 万円を 20 万円とする。

平成 17 年９月から平成 18 年８月までの期間及び平成 24 年７月から平成 27 年２月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年９月から平成 18 年８月までの期間及び平成 24 年７月から平成 27 年２月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求期間のうち、請求者のＡ社における平成 17 年８月１日から平成 18 年９月１日までの期間、平成 21 年 12 月１日から平成 22 年９月１日までの期間及び平成 26 年９月 １日から平成 27 年３月１日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 17 年８月から平成 18 年８月までは 16 万円、平成 21 年 12 月から平成 22 年８月までは 19 万円、平成 26 年９月から平成 27 年２月までは 22 万円とする。

平成 17 年８月から平成 18 年８月までの期間、平成 21 年 12 月から平成 22 年８月までの期間及び平成 26 年９月から平成 27 年２月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（平成 17 年８月及び平成 21 年 12 月から平成 22 年８月までの期間は訂正前の標準報酬月額を除く。平成 17 年９月から平成 18 年８月までの期間及び平成 26 年９月から平成 27 年２月までの期間は前述の第１の１の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

３　請求期間のうち、請求者のＡ社における平成 27 年３月 １日から平成 27 年９月１日までの期間及び平成 28 年９月 1 日から平成 29 年２月 1 日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正がすることが必要である。平成 27 年３月から同年８月までは 24 万円を 22 万円、平成 28 年９月から平成 29 年１月までは 24 万円を 26 万円とする。

平成 27 年３月から同年８月までの期間及び平成 28 年９月から平成 29 年１月までの期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

４　その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることができない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 61 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 17 年８月１日から平成 29 年２月１日まで

厚生年金保険の記録では、Ａ社における請求期間の標準報酬月額が、給与明細書に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。

給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　厚生年金特例法により保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として訂正を認める期間

請求期間のうち、平成 17 年９月１日から平成 18 年９月１日までの期間及び平成 24 年７月１日から平成 27 年３月１日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 17 年９月１日から平成 18 年９月１日までの期間及び平成 24 年７月１日から平成 27 年３月１日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年９月から平成 18 年８月までは 15 万円、平成 24 年７月から平成 26 年８月までは 22 万円、同年９月から平成 27 年２月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られないが、給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書により確認できる報酬月額を社会保険事務所（平成 22 年１月以降は年金事務所）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　厚生年金保険法により保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として訂正を認める期間

請求期間のうち、平成 17 年８月１日から平成 18 年９月１日までの期間、平成 21 年 12 月１日から平成 22 年９月１日までの期間及び平成 26 年９月１日から平成 27 年３月１日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録及び前述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額より高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち平成 17 年８月１日から平成 18 年９月１日までの期間、平成 21 年 12 月１日から平成 22 年９月１日までの期間及び平成 26 年９月１日から平成 27 年３月 １ 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、平成 17 年８月から平成 18 年８月までは 16 万円、平成 21 年 12 月から平成 22 年８月までは 19 万円、平成 26 年９月から平成 27 年２月までは 22 万円に訂正することが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（平成 17 年８月及び平成 21 年 12 月から平成 22 年８月までの期間は訂正前の標準報酬月額を除く。平成 17 年９月から平成 18 年８月までの期間及び平成 26 年９月から平成 27 年２月までの期間は前述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

3　厚生年金保険法により保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として訂正を認める期間

請求期間のうち、平成 27 年３月 1 日から同年９月 1 日までの期間及び平成 28 年９月 1 日から平成 29 年２月 1 日までの期間について、当該期間は、年金事務所が本件訂正請求を受け付けた日（平成 29 年４月 18 日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であるところ、請求者から提出された給与明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、22 万円又は 26 万円であることが認められる。

したがって、平成 27 年３月 1 日から同年９月 1 日までの期間及び平成 28 年９月 1 日から平成 29 年２月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、平成 27 年３月から同年８月までは 22 万円、平成 28 年９月から平成 29 年１月までは 26 万円とすることが妥当である。

ただし、上記訂正期間のうち厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

4　標準報酬月額の訂正を認めない期間

請求期間のうち、平成 18 年９月１日から平成 21 年 12 月１日までの期間、平成 22 年９月１日から平成 24 年７月１日までの期間及び平成 27 年９月１日から平成 28 年９月１日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額と同額であることから、請求者の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 1700640 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 1800019 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における請求期間のうち、平成 16 年５月１日から平成 18 年 10 月１日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 16 年５月から平成 17 年４月までは９万 8,000 円を 10 万 4,000 円、同年５月から平成 18 年９月までは９万 8,000 円を 11 万円とする。

平成 16 年５月から平成 18 年９月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年５月から平成 18 年９月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＢ社における請求期間のうち、平成 18 年 10 月１日から平成 19 年６月１日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 18 年 10 月から平成 19 年４月までは９万 8,000 円を 11 万円、同年５月は９万 8,000 円を 11 万 8,000 円とする。

平成 18 年 10 月から平成 19 年５月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 10 月から平成 19 年５月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

３　その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 54 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成 16 年３月１日から平成 18 年 10 月１日まで
②　平成 17 年７月
③　平成 18 年 10 月１日から平成 20 年１月１日まで

厚生年金保険の記録では、Ａ社における被保険者期間である請求期間①及びＢ社における被保険者期間である請求期間③の標準報酬月額が、実際の給与額より低い額となっており、請求期間②については、Ａ社から支払われた賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①のうち、平成 16 年５月１日から平成 18 年 10 月１日までの期間について、請求者から提出された給料明細書等から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成16年５月１日から平成18年10月１日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年５月から平成17年４月までは10万4,000円、同年５月から平成18年９月までは11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社の元事業主は、請求者の請求内容どおりの届出及び保険料納付を行っていない旨回答及び陳述していることから、事業主は、給料明細書により確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成16年５月から平成18年９月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2　請求期間①のうち、平成16年３月１日から同年５月１日までの期間について、請求者から提出された給料明細書及び給与所得の源泉徴収票から判断すると、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることがうかがえるものの、事業主から源泉控除されていたと推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額とならないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

3　請求期間③のうち、平成18年10月１日から平成19年６月１日までの期間について、請求者から提出された給料明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成18年10月１日から平成19年６月１日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年10月から平成19年４月までは11万円、同年５月は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ｂ社は不明と回答しているものの、年金事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された請求者の報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該届書が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成18年10月から平成19年５月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4　請求期間③のうち、平成19年６月１日から平成20年１月１日までの期間について、請求者から提出された給料明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であるものの、当該給料明細書により確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低い額又は同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

5　請求期間②について、請求者はＡ社における賞与に係る年金記録の訂正を求めているとこ

ろ、同社の元事業主及び請求者の当該期間における住所地であるＣ市は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる資料を保管していない旨回答しており、請求者の当該期間に係る賞与額等について、元事業主等から確認することができない。

　このほか、請求者の請求期間②に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号　:　近畿（受）第 1800028 号
厚生局事案番号　:　近畿（厚）第 1800020 号

第１　結論

請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 33 年 12 月３日、喪失年月日を昭和 37 年 12 月 23 日とし、昭和 33 年 12 月から昭和 37 年 11 月までの標準報酬月額を、昭和 33 年 12 月から昭和 34 年９月までは 6,000 円、同年 10 月から昭和 35 年７月までは 7,000 円、同年８月から昭和 36 年７月までは１万円、同年８月から昭和 37 年９月までは１万 4,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は１万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 33 年 12 月３日から昭和 37 年 12 月 23 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　:　女
基礎年金番号　:
生　年　月　日　:　昭和 15 年生
住　　　所　:

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　:　昭和 33 年 12 月から昭和 37 年 12 月まで

請求期間当時は、氏名をＢとしてＡ社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。
請求期間について、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間当時、友人と一緒にＡ社に入社し、自身の氏名をＢとして勤務していた旨主張しているところ、オンライン記録において、請求内容と符合する厚生年金保険被保険者記録（昭和 33 年 12 月３日資格取得、昭和 37 年 12 月 23 日資格喪失、以下「未統合記録」という。）が確認できる上、当該被保険者記録の資格取得日は、当該友人の資格取得日と一致している。

また、前述の未統合記録の生年月日（昭和＊年＊月＊日）及び性別（女）は、外国人登録原票に記載されている請求者の生年月日（昭和＊年＊月＊日付けで、昭和＊年＊月＊日から同年＊月＊日に訂正）及び性別と一致している上、オンライン記録において、未統合記録の氏名、生年月日及び性別と全てが一致する厚生年金保険被保険者記録は、当該未統合記録のほかに見当たらない。

さらに、前述の未統合記録の氏（Ｃ）は、請求者の父の外国人登録原票に記載されている通称の氏と一致し、また、当該未統合記録の名（Ｄ）は、請求者の外国人登録原票に記載されている通称の名と一致している。

加えて、Ｅ社が保管するＢの従業員名簿に記載されている住所は、外国人登録原票に記載されている請求者の請求期間当時の居住地と符合している。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は、請求者の記録と考えられることから、Ａ社は、請求者について、前述の未統合記録のとおり、昭和 33 年 12 月３日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和 37 年 12 月 23 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の未統合記録から、昭和 33 年 12 月から昭和 34 年９月までは 6,000 円、同年 10 月から昭和 35 年７月までは 7,000 円、同年８月から昭和 36 年７月までは１万円、同年８月から昭和 37 年９月までは１万 4,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は１万 6,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第1700652号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第1800021号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成16年４月１日から平成17年９月１日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成16年４月から同年８月までは19万円を38万円、同年９月から平成17年８月までは19万円を36万円とする。

平成16年４月から平成17年８月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

２　請求者のＡ社における平成17年９月１日から平成19年６月26日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成17年９月から平成19年５月までは19万円を36万円とする。

平成17年９月から平成19年５月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年９月から平成19年５月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和25年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成16年４月１日から平成19年６月26日まで

Ａ社に勤務した期間のうち、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額より低い記録となっているので、実際の給与支給額に見合った記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間のうち、平成16年４月１日から平成17年９月１日までの期間について、オンライン記録において、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成16年４月から同年８月までは38万円、同年９月から平成17年８月までは36万円と記録されていたところ、平成16年12月13日付けで、同年４月１日に遡って19万円に大幅に減額処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、Ａ社における被保険者７人全員（請求者を除く。）についても、請求者と同様に平成16年12月13日付けで、当初の標準報酬月額が、同年４月１日に遡って大幅に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細により、平成16年４月１日から平成17年９月１日までの期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額（平成16年４月から同年８月までは38万円、同年９月から平成17年８月までは36万円）に見合う額であることが認められる。

また、年金事務所が保管するＡ社に係る滞納処分票において、同事業所は、前述の標準報

酬月額の減額処理が行われた当時、社会保険料等を滞納しており、当該減額処理が行われる直前に、同事業所における事業主の妻が、社会保険事務所（当時）の職員と保険料納付についての協議を重ねていたことが記されている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 16 年 12 月 13 日付けで行われた減額処理は、事実に即したものとは考え難く、請求者について、同年４月１日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者の標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た、平成 16 年４月から同年８月までは 38 万円、同年９月から平成 17 年８月までは 36 万円に訂正することが妥当である。

２　請求期間のうち、平成 17 年９月１日から平成 19 年６月 26 日までの期間について、請求者から提出された給与明細により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（19 万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成 17 年９月１日から平成 19 年６月 26 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 17 年９月１日から平成 19 年６月 26 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないものの、当該期間について、前述の給与明細により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細により確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　:　近畿（受）第 1700583 号
厚生局事案番号　:　近畿（国）第 1800008 号

第１　結論

昭和 48 年３月から昭和 49 年２月までの請求期間、昭和 50 年 12 月から昭和 57 年１月までの請求期間、同年５月から昭和 58 年４月までの請求期間、昭和 60 年 12 月から昭和 61 年３月までの請求期間、同年 11 月から平成５年２月までの請求期間、同年７月から同年 11 月までの請求期間、平成６年４月から平成７年３月までの請求期間、同年４月から平成８年３月までの請求期間、同年４月から平成 15 年６月までの請求期間、同年８月から平成 17 年３月までの請求期間及び同年４月から平成 24 年＊月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　:　男
基礎年金番号　:
生 年 月 日　:　昭和 27 年生
住　　　所　:

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　:　①　昭和 48 年３月から昭和 49 年２月まで
②　昭和 50 年 12 月から昭和 57 年１月まで
③　昭和 57 年５月から昭和 58 年４月まで
④　昭和 60 年 12 月から昭和 61 年３月まで
⑤　昭和 61 年 11 月から平成５年２月まで
⑥　平成５年７月から同年 11 月まで
⑦　平成６年４月から平成７年３月まで
⑧　平成７年４月から平成８年３月まで
⑨　平成８年４月から平成 15 年６月まで
⑩　平成 15 年８月から平成 17 年３月まで
⑪　平成 17 年４月から平成 24 年＊月まで

請求期間①から④までの国民年金保険料については、納付していなかったが、昭和 61 年 11 月に父がＡ県Ｂ市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が用意したお金で、請求期間①から④までと請求期間⑤から⑪までの国民年金保険料を納付してくれた。

父から領収証書はなかったと聞いているが、＊か月分の国民年金保険料を一括納付したにもかかわらず、請求期間①から⑪までについて、未納又は全額免除期間とされているので、請求期間の全てを保険料納付済期間に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、「昭和 61 年 11 月に父がＢ市役所で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間全ての国民年金保険料を納付してくれた。」旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があり、記号番号の払出し以降に国民年金保険料の納付が可能となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は平成７年３月 27 日にＣ県Ｄ町において払い出されている上、請求者の記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年３月頃に行われたものと推認でき、このことは、昭和 61 年 11 月に請求者の父がＢ市役所において請求者に係る国民年金の加

入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。
　また、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったが、別の記号番号の払出しは確認できない。
　さらに、国民年金法の時効に関する規定によると、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は２年である上、国民年金保険料の前納制度を用いたとしても、請求者が 60 歳に到達する日の前月（請求期間⑪の終期）までの被保険者期間に係る国民年金保険料を一括して納付することはできないことから、制度上の取扱いと請求者の主張は符合しない。
　加えて、オンライン記録によると、請求期間⑦、⑨及び⑩については申請免除期間と記録されており、当該免除申請は年度ごとに計 10 回行われていることが確認できる上、請求期間⑪については法定免除期間と記録されているところ、請求者は、昭和 61 年 11 月時点において、請求期間（＊か月）全ての国民年金保険料を一括納付した旨主張しており、当該免除に係る記録内容と請求者の主張は符合しない。
　このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
　これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 1700649 号
厚生局事案番号　：　近畿（国）第 1800009 号

第１　結論
　昭和 46 年＊月から昭和 47 年６月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等
１　請求者の氏名等
氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 26 年生
住　　　所　：
２　請求内容の要旨
請　求　期　間　：　昭和 46 年＊月から昭和 47 年６月まで
　私がＡ社を退職した昭和 47 年７月以降に、Ｂ県Ｃ町役場から国民年金の加入案内が封筒で届き、時期は定かではないが、郵送又は婦人会を経由して、国民年金に加入した。
　その際、20 歳に遡って国民年金に加入し納付済みにするには 10 万円が必要であると聞いて、婦人会だったと思うが、集金人にまとめて支払ったことを覚えているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由
　初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の同番号前後の国民年金被保険者記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は昭和 50 年 12 月頃に行われたと推認できるところ、当該手続時点において、請求期間の国民年金保険料は納期限から２年を経過し、時効により過年度納付できないため、請求期間の国民年金保険料を全て納付するためには、昭和 49 年１月から昭和 50 年 12 月までの期間に実施された特例納付をするほかない。
　しかしながら、国民年金法の特例納付に関する規定により、特例納付の対象期間は、国民年金の強制加入被保険者期間とされているところ、請求者の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、国民年金被保険者資格の取得日は昭和 47 年６月 26 日であることから、請求期間のうち、昭和 46 年＊月から昭和 47 年５月までの期間は、国民年金の未加入期間であるため、国民年金保険料を特例納付することはできない。
　また、請求期間のうち、昭和 47 年６月については、前述の国民年金被保険者台帳では特例納付済期間と記録されていたところ、請求者が勤務したＡ社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年７月１日である上、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得日が同年６月 26 日から同年７月１日に訂正されたことにより、同年６月の特例納付保険料が還付決議されていることが確認できる。
　さらに、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム（紙台帳検索システム）により、昭和 47 年５月から昭和 51 年１月までの期間にＣ町において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。
　加えて、請求期間当時、特例納付保険料及び過年度保険料を納付するためには、金融機関等

において国庫金の納付書により、当該保険料を納付する取扱いであり、このことは、請求期間の国民年金保険料を集金人にまとめて支払ったとする請求者の主張と符合しない。

　このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

　これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 1800015 号
厚生局事案番号　：　近畿（国）第 1800010 号

第１　結論

平成６年４月から平成７年２月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 47 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成６年４月から平成７年２月まで

私が大学生であった 20 歳の頃、私宛に国民年金の加入の案内が自宅に届いた。両親は、大学生である私の国民年金の加入について納得できなかったようだが、私の将来のことを考えて加入してくれた。

私の国民年金の加入手続及び保険料納付は、母が行ってくれたので詳細は分からないが、請求期間を含めた学生の間の国民年金保険料については納期限までに納付できなかったので、催促状が何度も送付されてきて、母がボーナス等で何度も納付してくれたことを覚えている。

請求期間の国民年金保険料を納付しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付について、詳細は分からないが、請求者の母が行ってくれた旨主張している。

しかしながら、請求者の母は、請求期間の国民年金保険料をＡ社会保険事務所（当時）で納付したと陳述する以外に、納付時期、納付回数及び納付金額等について、具体的なことを覚えていない。

また、オンライン記録によると、請求期間直前の平成５年度の国民年金保険料については、平成５年７月 27 日に一括納付されていることが確認でき、このことは、学生の間の国民年金保険料を納期限までに納付できなかったとする請求者の陳述と符合しない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 1800007 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 1800018 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社（平成 14 年８月８日に適用事業所名称をＢ社から変更）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 38 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 14 年２月１日から同年 11 月頃まで

請求期間において、Ａ社に正社員として勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。同社には、Ｂ社がＡ社として立て直しを計る際に入社し、主にＣ業務に従事した。

請求期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、調査の上、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第３　判断の理由

雇用保険の記録により、請求者のＡ社における同保険の被保険者資格取得年月日は平成 14 年４月１日、離職年月日は同年９月 15 日であることが確認できる。

しかしながら、Ａ社は、オンライン記録において平成 28 年２月５日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記の記録において平成 29 年 12 月 12 日にＤ社に商号変更しているところ、Ｄ社の代表取締役は、当時のＡ社に係る資料は何も残っておらず、請求者については何も分からない旨陳述している上、請求期間当時のＡ社の代表取締役に事情照会を行ったものの回答がなく、事業所関係者から請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者を記憶する元同僚は、請求者がフルタイムで勤務していたことは覚えているが、採用条件については分からない旨陳述している上、このほかに請求者が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる回答又は陳述は得られず、元同僚から請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、Ａ社の入社時において既に同社に勤務していたとする元同僚３人の氏名を挙げているところ、オンライン記録によると、当該３人のうち、二人については、請求期間中の平成 14 年８月１日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得している上、残りの一人については、請求期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらないことから、請求期間当時、同社では、全ての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、請求者は、Ａ社からは健康保険証も年金手帳も何ももらっていないとしているところ、請求者の請求期間当時の住所地であるＥ市の回答によると、請求者は、請求期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。